

# 小田原市森林整備計画書

計画期間

自	令和 5 年 4 月 1 日
至	令和 1 5 年 3 月 3 1 日

神奈川県

小田原市

# 市町村位置図



## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林整備に関する事項	3
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	3
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	5
1	人工造林に関する事項	5
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5	その他必要な事項	8
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	9
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	9
2	保育の種類別の標準的な方法	10
3	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
3	その他必要な事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	15
1	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	15
2	森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策	15
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5	その他必要な事項	15
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	16
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4	その他必要な事項	16
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	17
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	17
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17

3	作業路網の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
第8	その他必要な事項	19
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	19
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	19
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	19
III	森林の保護に関する事項	20
第1	鳥獣害の防止に関する事項	20
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	20
2	その他必要な事項	20
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項	21
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	21
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	21
3	林野火災の予防の方法	21
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	21
5	その他必要な事項	21
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	23
1	保健機能森林の区域	23
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	23
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	23
4	その他必要な事項	23
V	その他森林の整備のために必要な事項	24
1	森林経営計画の作成に関する事項	24
2	生活環境の整備に関する事項	24
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	24
4	森林の総合利用の推進に関する事項	24
5	住民参加による森林の整備に関する事項	25
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	25
7	その他必要な事項	25

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、神奈川県西部に位置し、市域は、東西17.5km南北16.9kmで、南西部は箱根山地につながった大部分が山地で、東部は大磯丘陵につながる丘陵地帯となっている。中央部には、酒匂川が南北に貫流して足柄平野を形成し、南は相模湾に面している。

背後が山地、南は海に臨んでいるため、気候は温暖で、植物の生育に適し、山地は森林、丘陵ではみかんや梅の栽培が盛んで、足柄平野では豊富で良質な水を資源として農業・工業が、そして相模湾では沿岸漁業と、幅広い産業が営まれている。

本市は、森林に恵まれており、市の総面積11,360haに対し、森林面積は4,255haあり、約38%を森林が占めている。このうち地域森林計画の対象となる森林面積は、4,193haであり、その蓄積量は、1,213,017m<sup>3</sup>を有しており、1ha当たりの蓄積量は289m<sup>3</sup>である。

人工林面積は2,843haで、人工林率は68%と比較的高く、この構成は、スギ(900ha)、ヒノキ(1,846ha)、マツ(96ha)であり、特にヒノキが人工林全体の65%を占めている。また、人工林の齢級構成は9齢級以上の林分が人工林面積の89%となっており、本格的な利用期を迎えている。

そのような状況のもと、神奈川県では水源環境保全税を原資としながら、森林の手入れを進めているが、最近の林業を取り巻く情勢は依然として厳しく、木材価格の低迷、林業経費の上昇等に起因して、林業生産活動が全般的に停滞気味であることから、本市においては、市、森林組合、森林所有者等が一体となって、持続可能な森林整備・保全に向けた取り組みを推進するとともに、林業従事者の養成、確保や林業機械化の促進、さらには、川上から川下までの関係者連携による木材の利用拡大等を図りながら、森林のもつ多面的機能を十分発揮できるよう、健全な森林の管理育成を推進していくこととする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

当市は、首都圏内に内包される都市型の立地にありながらも、一定規模の森林を有し、かつ、人工林率が高いという特色も併せ持つことから、公益性の高い都市型林業形成の実現が求められている。そのため、「かながわ森林再生50年構想」を踏まえ、次に掲げる考え方による長期的展望に立った森林の維持・造成や保全管理を進めていくこととする。

#### ア 広葉樹林の再生

放置されている山地や里山など中低標高域の二次林は、主として抜き伐りと天然下種更新により多様な樹種の自然林に誘導していく。また、土壌流出の著しい溪畔林は、必要に応じて広葉樹の植栽を行うものとする。

#### イ 人工林から混交林への転換

林道から離れたヒノキ・スギの人工林は、主として間伐、抜き伐りと天然下種更新により、混交林や複層林に誘導していく。ただし、急傾斜地や天然下種更新による広葉樹の導入が困難な人工林にあっては、広葉樹の植栽を行うものとする。

## ウ 人工林の再生

林道に近接するヒノキ・スギの人工林は、間伐による木材利用を積極的に進めるほか、伐採後は、無花粉品種を含めた花粉症対策品種などを植栽し、複層林などに誘導していくものとする。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と調和を図り、適正な森林の施業を実施して、健全な森林資源の維持増進を図るものとする。

地区別には、久野地区では、県の事業で取り組んでいる「水源の森林づくり」エリアにおいて森林の保全を目的とした整備が進められている一方、森林総合利用施設である「小田原市いこいの森」などでは、森林レクリエーションの場としての利用が行われており、それぞれの利用実態に合わせた森林整備を図っていく。

早川・片浦・大窪地区では、急傾斜地や山地災害の危険の高いところが存在し、また、地域の水道水源も存在するため、「地域水源林」エリアとして森林の整備・維持のための計画的な施業を図っていく。

曾我・橘地区では、生活に密着した里山や広葉樹林が多く存在することから、そうした森林の保全を図りつつ、適切な森林整備を図っていく。また、それらの森林の適切な整備を推進していくために、森林所有者、森林組合、県、市等関係機関の相互の連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導、普及啓発に努めるとともに、国、県の補助事業の積極的活用を図り、森林整備の推進を図るものとする。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合、森林管理署等で相互に連絡を密にして、経営の受委託や共同化、長期施業受委託の推進、林業後継者の育成、林業機械化の促進および木材流通・加工体制の整備等、長期展望にたった林業諸施策の総合的な実施に向けて計画的に推進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

(注) 標準伐期齢は立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して行うこととする。

○皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haごとに保残帯を設け的確な更新を図ることとする。

○択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

<作業システムの目安> (出典：神奈川県、搬出間伐における環境等配慮指針)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 (概ね20°以下) ※1	① 車両系	路網から直接もしくはウインチによる集材 (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 (概ね20～35°) ※2	② 車両系	路網から直接もしくはウインチによる集材 (ウインチ付) グラップル等	チェンソー・ ハーベスタ・ プロセッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	簡易な架線系集材 スイングヤーダ等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
急峻地 (概ね35°以上)	④ 架線系	架線集材 タワーヤーダ、自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

※1 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする。

※2 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする。

<主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム>

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 (概ね35°以下)	架線系	簡易な架線系集材 ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

### 3 その他必要な事項

該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、ミズキ、イロハモミジ、ミズナラ、ヤマザクラ、ヤマボウシ、クヌギ、カツラ、ブナ

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中庸仕立て	2,500~3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500~3,500	

- (注) 1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。
2. 低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらずスギ1,000~1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。
3. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。
4. 法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

##### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	裸苗：春植えは3月中旬~6月中旬まで、秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10月~12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。

(注) コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽などの低コスト化施策に努めること。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、

樹幹の太さが梢の方に行くに従って急に細くなりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意して、必要に応じた獣害対策、下刈り、つる切等の保育作業を行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、在来種かつ高木性の樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものを次に示す期待成立本数の10分の3以上成立させ、必要に応じて天然更新補助作業を実施するものとする。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数 (本/ha)
天然更新の対象樹種 全て	10,000

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表かき起こし	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土（A層）を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。

植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

#### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

- ① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

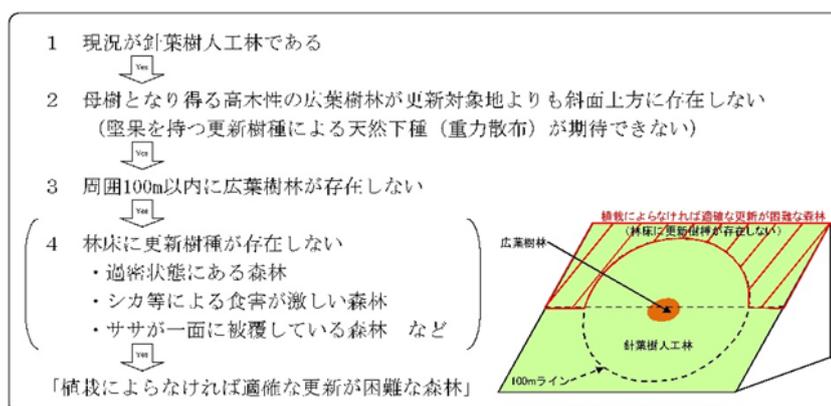
#### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種（重力散布）が期待できない）

3 周囲100m以内に広葉樹林が存在しない

4 林床に更新樹種が存在しない  
 ・過密状態にある森林  
 ・シカ等による食害が激しい森林  
 ・ササが一面に被覆している森林 など

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」



- (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在  
該当なし

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合  
1の(1)による。

イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は10,000本/haとする。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、森林の質的な向上と健全化、目標とする森林状態への誘導、木材資源の持続的活用等を図るため、適切な時期及び方法により間伐及び枝打ち等を積極的に推進する。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐を実施すべき標準的な方法は、次に示す林齢及び回数を基本とし、現地の自然条件、社会的条件等を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法を定め実施する。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	短伐期	2,500～	15	25	35			①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20～35%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	標準伐期齢を過ぎた林分についても必要に応じて間伐を行い、短伐期施業林は複層林または長伐期施業林への誘導を推進する。
	長伐期	3,500	15	25	35	50	65		
ヒノキ	短伐期	2,500～	18	28	38				
	長伐期	3,500	18	28	38	53	68		

(注) 1. 間伐が十分実施されていない人工林では風害に留意し、間伐の繰り返し期間を5年程度として、5～8%の間伐率(材積率)による間伐を行う。

2. 平均的な間伐の実施間隔 標準伐期齢未満 10年に1回  
標準伐期齢以上 15年に1回

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な 林齢及び回数				標準的な方法	備考
		初 回	2 回	3 回	4 回		
下刈り	スギ	10年生までの年1回 (雑草木の状態によっては2～ 5年目には2回刈りを行う)				下刈りは、造林木が雑草木より抜き出 るまで行い、その回数は、植栽した年 から10年間に10～14回とする。下刈り の時期は、造林木が雑草木により被圧 される前で、年1回の場合は7月頃、年 2回の場合は6月と8月に行う。	
	ヒノキ						
つる切り	スギ	9	11				
	ヒノキ	9	11				
除伐	スギ	11				除伐は、下刈り終了後、造林木が閉鎖 状態になった時に、造林木の生育に支 障となるかん木類やつるを除去する。 また、併せて造林木で成木の見込みの ない不良木を除去する。	
	ヒノキ	11					
枝打	スギ	9	13	17	21	枝打は、概ね8～10年生になったら1回 目を実施し、以降3～4回を標準に最下 枝の直径が7～8cmになった時実施す る。 枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、ま た、枯枝を残さないように仕上げる。	
	ヒノキ	11	15	19	23		

## 3 その他必要な事項

該当なし

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

###### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

<森林の伐期齢の下限>

区 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
1～12, 15～52, 700林班	50年	55年	45年	60年	20年	30年

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1のとおり定める。

###### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な帯水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

###### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等

###### ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち

- ち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等
- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
該当なし

#### イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業等を推進することとする。

アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐をおこなう伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とする。また、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、別表1のとおりとする。この際、区域内において他の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないような森林整備を行うものとする。

このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林を別表1のとおり定める。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の設定基準は次のとおりとする。

区域の単位	基準
林班単位で設定	次の①～④すべてに該当する森林 ① 現地が人工林 ② 平均傾斜が30度以下 ③ 林道等からの距離が200m以内にかかる林班 ④ 山地災害危険地区（土砂崩壊危険地区及び地すべり危険地区）、急傾斜地崩壊危険地区及び砂防指定地は除外

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法により行うとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととする。なお、広葉樹人工林において、萌芽更新による天然更新を行う場合はこの限りではない。

別表 1

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～12, 15～52, 700林班	3,703
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	53～62 林班	455
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	54, 56 林班	108
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	37林班	62
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		1～12, 15～19, 22～36, 38～45, 48～52, 700林班	3,432
	特に効率的な森林施業が可能な森林	27～35, 36, 39, 40, 42～44, 50～52林班（除外区域を含む）	1,290

別表 2

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	1～12, 15～52, 700林班	3,703
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	なし	—
	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	37林班	62
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	53～62 林班	455
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	なし	—

### 3 その他必要な事項

各機能別の森林施業の方法にかかわらず、分収林契約地については森林機能の維持に配慮しつつ契約上の施業を行うことができるものとする。

## **第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項**

### **1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針**

小規模な森林所有者が多い本市で、所有者自らが計画的に森林整備を実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、森林組合等の林業事業体に施業を委託することにより、効率的、長期的に管理していくこととする。

### **2 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策**

森林施業の委託は、長期施業受委託制度を中心に進めていくこととし、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者への働きかけを行い、集約的な施業を推進していくこととする。

また、森林の土地所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて得られた情報を林地台帳に反映させ、森林所有者情報の精度向上を図り、森林組合等に森林の経営の受託等に必要な情報の提供を行い、地域の合意形成を進めていく。

### **3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項**

県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、整備箇所を選定等、円滑に事業が推進するよう努めることとする。

長期の施業の受委託等に当たっては、森林経営計画の計画期間内に林業事業体が自ら経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権限や伐採した木竹の処分権限、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を明確にすることに留意し契約を締結するものとする。

### **4 森林経営管理制度の活用に関する事項**

市内の私有林は県の水源の森林づくり事業により公的管理されている森林が多いため、森林経営管理制度について当面活用する見込みはない。

水源の森林づくり事業の終了を見据え、意向調査などの各種取組の実施を検討する。

### **5 その他必要な事項**

経営規模の拡大を図る際は、公的管理期間終了後を見据えた集約化について十分に検討する。

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

小規模な森林所有者が多い本市では、現在、森林施業については、一部所有者の自力によるものもあるが、ほとんどが森林組合等の林業事業者へ委託している状態である。

このような状況の中で、森林整備を着実に推進し、地域林業の活性化を促進するためには、地域林業の担い手の中核的存在となっている森林組合を中心に施業コストを抑えるための共同化を進めることが大切である。

そのためには、集団化が可能な地域から順に、市及び森林組合等による啓発普及活動を行い、共同化の実現のために所有者間の合意形成に努める必要がある。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、市、県、森林組合等により森林施業の必要性の普及、啓蒙活動を行い、森林所有者の意識改革を図ることにより森林施業の共同化を促進するものとする。

また、共同施業実施の場合への積極的な補助や、林業機械の導入による作業の効率化、省力化を図るため、各種補助制度を積極的に活用することとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業の実施計画を作成する場合には、次の事項に留意して作成する。

- (1) 森林施業の共同化を実施する者（以下「共同施業実施者」という。）全員により年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は意欲ある林業事業者等への共同委託により実施すること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業実施者が実施すること。
- (3) 共同施業実施者の一人が施業内容等を遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系作業システム	110以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系作業システム	85以上
	架線系作業システム	25以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系作業システム	60以上
	架線系作業システム	20以上
急峻地 (35° ~ )	架線系作業システム	5以上

(注) 1. 路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用するものとする。

2. 尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項（路網整備等推進区域）

森林資源の状況、既存路網の整備状況等を勘案し、神奈川地域森林計画に示される木材資源を循環利用するゾーンの森林区分に準拠し、基本的に林道等から概ね200m以内を区域とする。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網整備に留意するとともに、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知）等に則り開設するものとする。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を推進すること。

##### イ 基幹路網の整備計画

種類	事業区分	路線名	全体延長	改築・舗装 済延長	計画期間中 の改築・舗 装延長	計画期間中 の舗装打換 延長	前半 5ヵ年の 計画箇所
3級	改良舗装	威張山線	2,183	848	900		○
3級	改良舗装	早川石橋線	4,954	4,254		700	○

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に則り、継続的に使用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林業は、小規模経営者が多く農業等他産業との兼業による山林経営が主体であり、担い手も全般的に高齢化が進んでおり、林業経営はますます厳しい状況にある。

従って、森林施業の共同化及び合理化を推進し、コスト削減、作業効率の向上による林業経営の健全化及び安定化を図るとともに、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとする。

また、森林組合の高性能林業機械の積極的な導入及び作業班の体質改善を図り、組合員と密着した協同組合としての機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

また、地域水源林の整備事業にも積極的に取り組むため、それに対応できる担い手の育成・確保を推進する。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業就労者不足及び高齢化の傾向の中、森林施業の合理化を図るためには、機械化は必要不可欠であり、生産性の向上、労働力の軽減及び生産コストの低減を図るために、急傾斜地の多い本市の地形条件や樹種等に対応した機械の導入を図るものとする。

また、多種多様な高性能機械に対応できるオペレーターの養成にも努めることとする。

高性能林業機械の導入にあたっては、オペレーター育成や機械の森林組合員へのリース等を通じて、機械化林業への安全性の確保及び生産コストの低減等を推進することとする。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

本市においては、ニホンジカによる森林被害が生ずるおそれがあることから、鳥獣害防止森林区域を次のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	地域森林計画対象森林 全域	4,193

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、森林の的確な更新及び造林の確実な育成を図るため、植生保護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等により鳥獣害の防止を推進する。なお、植生保護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況について、必要に応じて保護措置実施箇所への調査・巡回を行い、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、林業事業者や森林所有者等に対する助言指導等を通じて新たな鳥獣害の発生を防止することに努める。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本市の森林における松くい虫の被害は近年発生が確認されていないが、特に防除が必要な松林については、引き続き森林病虫害防除事業等による樹幹注入を実施するとともに、被害を受けた松林を確認した際には、適切な駆除措置を行うことにより被害の予防及び拡大の防止に努めることとする。また、森林所有者等に対する啓蒙活動にも力を入れ、地域と一体となった健全な松林育成を推進していく。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」に基づき、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

なお、スギ・ヒノキ等の樹種においても、せん孔性害虫等の病虫害被害が発生し、材質の変色・腐朽が見られることから、被害の拡大防止のため、森林所有者に注意を喚起するとともに防除法である枝打の取り組みを促すよう努める。また、積極的に補助事業等を取り入れた支援を実施するものとする。

#### (2) その他

該当なし

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1（1）において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害について、森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて、第1の1（2）に準じた鳥獣害防止対策を推進し、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等を行うよう努める。

### 3 林野火災の予防の方法

森林火災の防止対策については、標識・看板等の設置による山火事予防の意識の高揚・啓発、広報誌を活用した普及啓発など、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

また、森林火災や気象災害等により生じた損害の補填や森林の復旧に備えるため森林保険への加入を促進する。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

市の火入れに関する条例、規則に則り実施する。森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行うものとする。ただし、火入地が傾斜地である場合は、上方から下方に向かって行うものとする。

また、火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えるようにする。

### 5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林  
該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項について適切に計画すること。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備状況その他の地域の実情から見て造林、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を、森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域として、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
片浦区域	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24	1,601
久野区域	25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、700	2,102
川東区域	53、54、55、56、57、58、59、60、61、62	455

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化を図るため、川上から川下までの関係団体と連携して、公共建築物や民間建築物における地域産木材の利用を推進していくとともに、木育や森林環境教育などの普及啓発に努めることにより、さらなる地域産木材の利用拡大を促進していく。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

「小田原市いこいの森」については、林間キャンプ場をはじめ、バードゴルフ場、自然観察路、木工体験施設等があり、地域における森林環境教育や森林レクリエーションの場としても重要な役割を担っていることから、適正な施設の維持管理に努めるとともに、隣接する野外レクリエーション施設等との連携を図りつつ、効果的な利用を推進していく。

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

昨今の環境に対する意識の高揚により、森林の有する水資源のかん養、自然環境の保全、材木の供給その他の機能が見直され、住民参加による森林づくりが行われ始めていることから、こうした取り組みを促進することとする。

特に、現在は、かながわトラストみどり財団が募集するボランティアグループ(県民から広く募集された)により、夏の下刈から秋冬の枝打・間伐に至る作業が行われており、今後も、森林組合等関係機関やNPO等民間組織と協力して、普及・啓発活動をしていくこととする。

学校教育においても、森づくりや森林に対する興味関心を高めるため、森林環境教育や、木育活動を積極的に推進することとする。

企業による社会貢献活動(CSR)としても、間伐等森林内の活動の関心は高まってきており、こうした企業の参画も広く求めていくなど、多様な主体による森林整備・保全も推進していく。

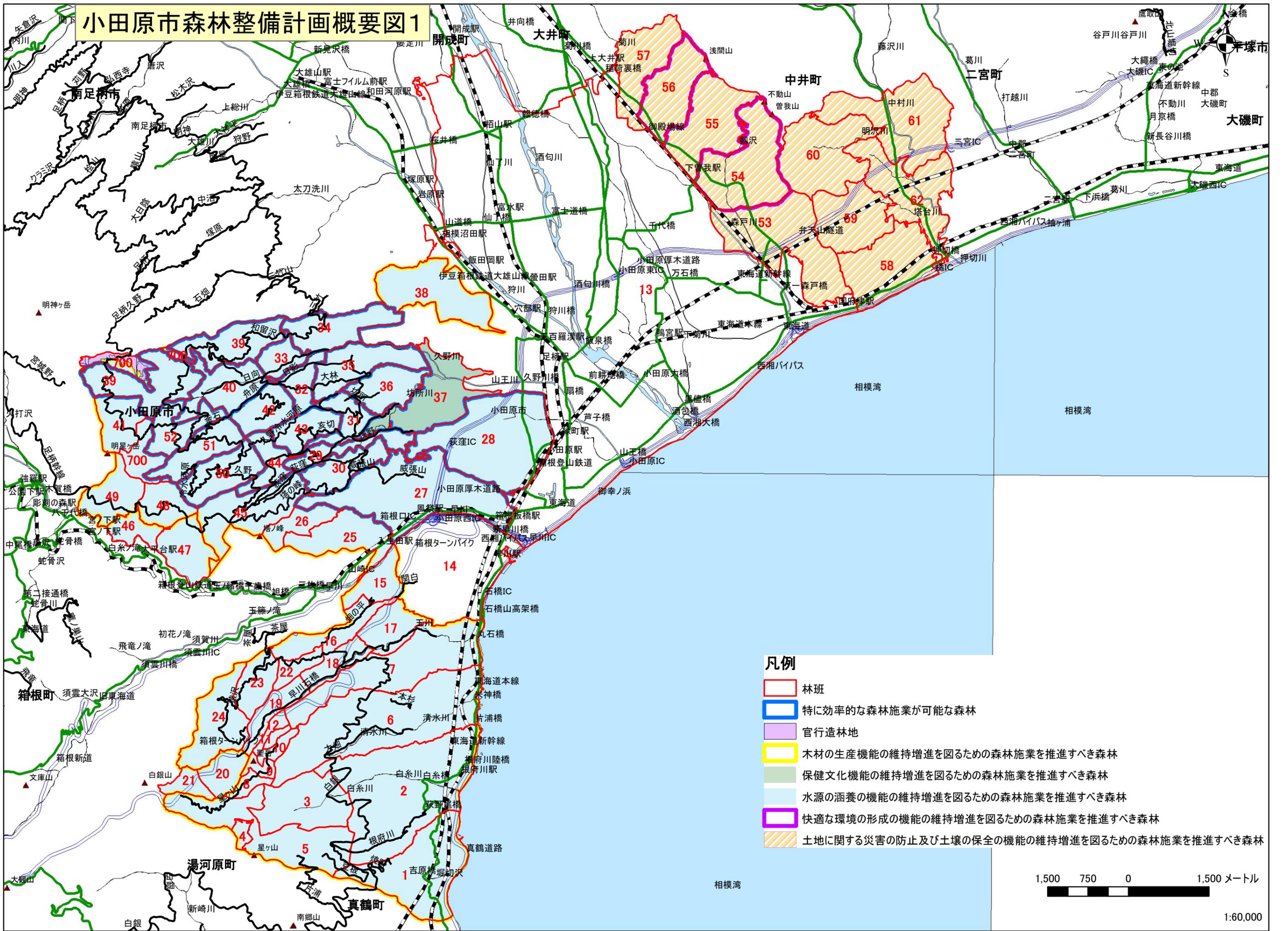
## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

## 7 その他必要な事項

該当なし

# 小田原市森林整備計画概要図1



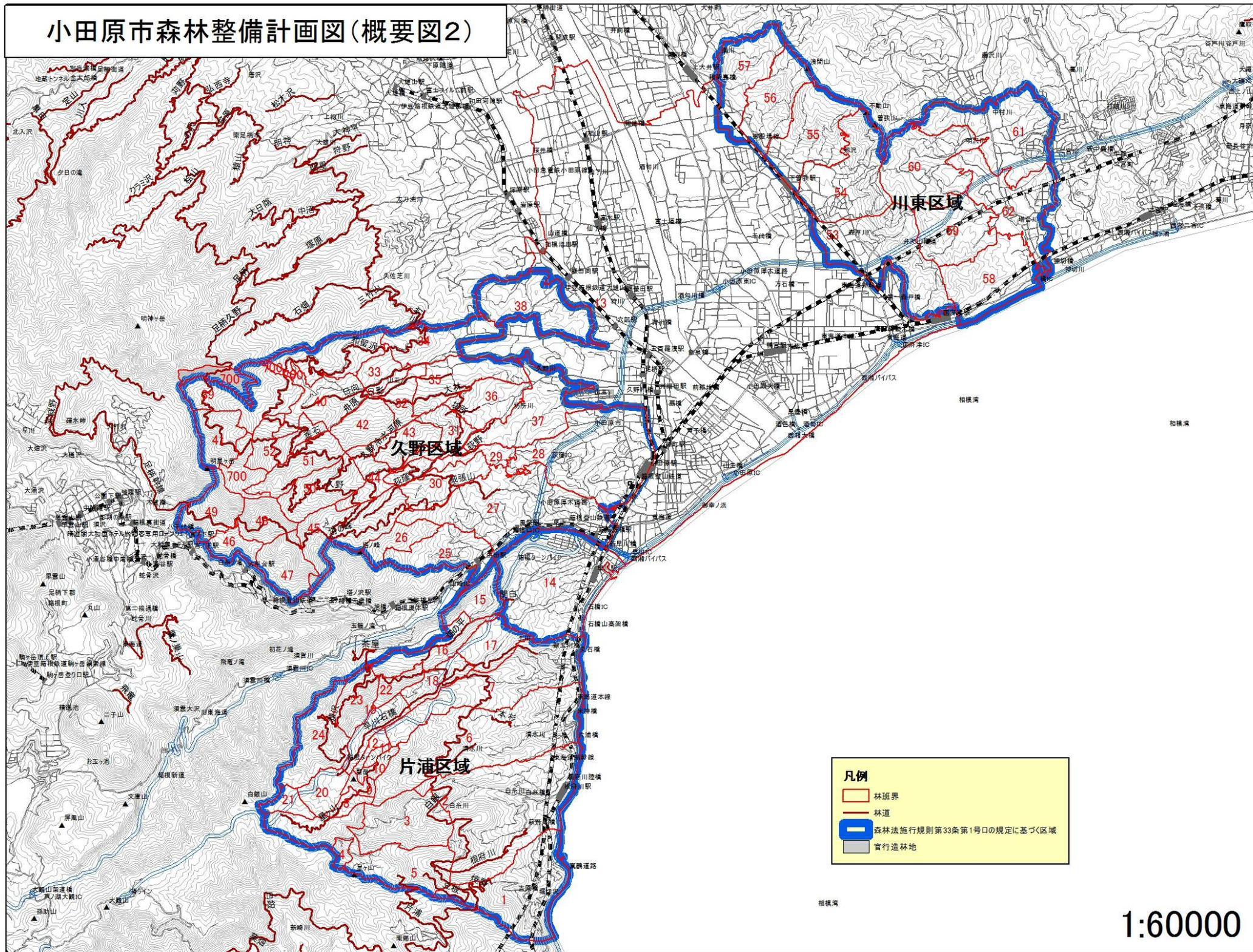
## 凡例

- 林班
- 特に効率的な森林施業が可能な森林
- 官行造林地
- 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

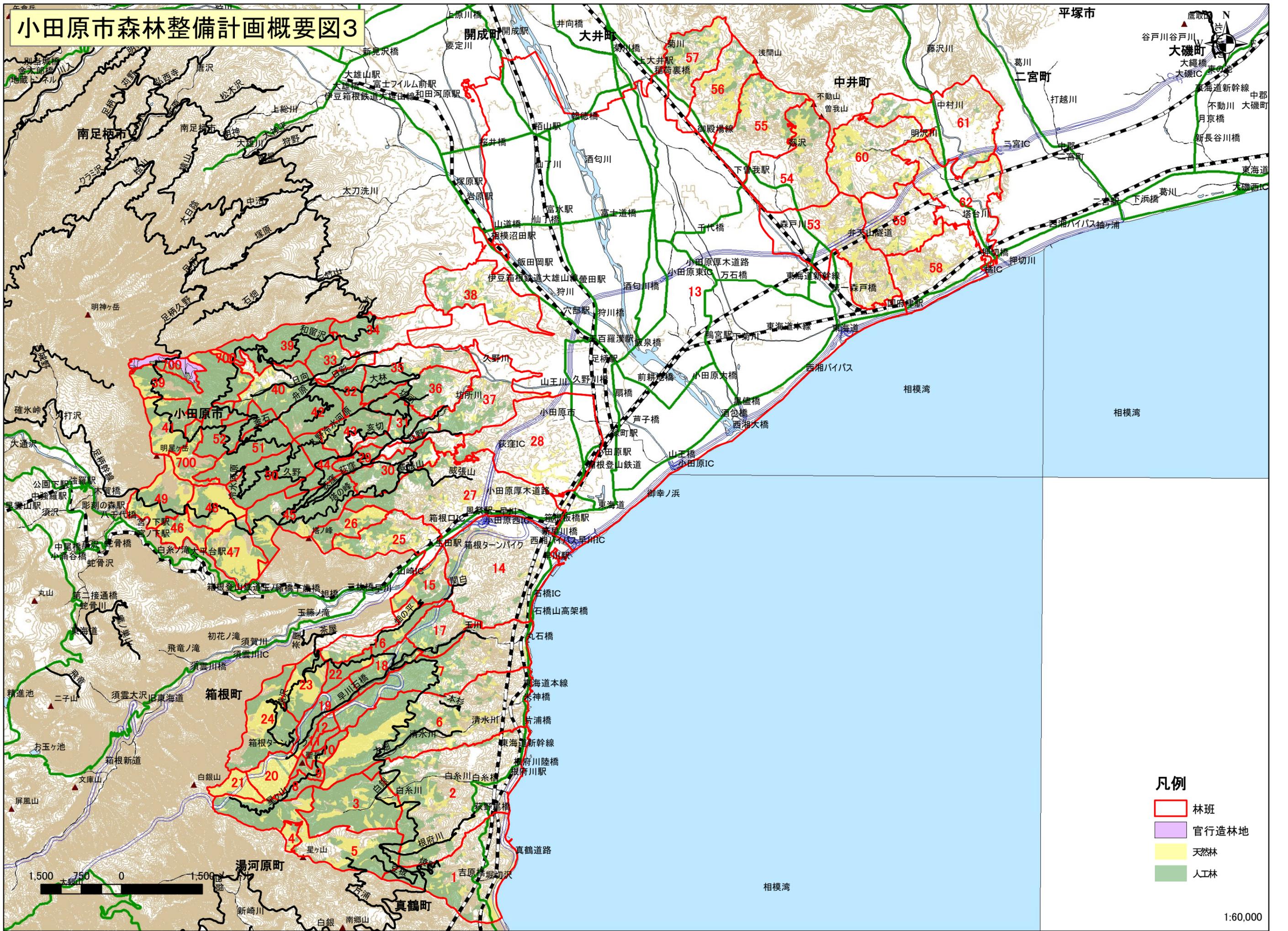


1:60,000

# 小田原市森林整備計画図(概要図2)



# 小田原市森林整備計画概要図3



## 凡例

- 林班
- 官行造林地
- 天然林
- 人工林